

(別記様式第1号)

(様式3)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	鹿児島市

鹿児島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林水産部生産流通課
所在地 鹿児島市山下町11-1
電話番号 099-216-1340 (直通)
FAX番号 099-216-1336
メールアドレス seisanryutu@city.kagoshima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アナグマ、シカ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿児島市一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)
イノシシ	水稲	4,158	3.70
	雑穀 (そば)	8	0.06
	野菜 (かぼちゃ等)	1,799	0.84
	いも類 (サツマイモ等)	984	0.71
	果樹 (桜島小みかん等)	1,091	0.66
	飼料作物 (イタリアン等)	121	0.13
	小 計	8,166	6.11
アナグマ	豆類 (落花生)	1	0.0
	雑穀 (そば)	0.27	0.0
	野菜 (スイートコーン等)	1,542	0.8
	いも類 (サツマイモ等)	391	0.28
	果樹 (桜島小みかん等)	272	0.19
	小 計	2,206	1.27
シカ	水稲	1,014	0.90
	野菜 (スイートコーン)	9	0.00
	いも類 (サツマイモ)	35	0.02
	飼料作物 (イタリアン)	75	0.09
	小 計	1,133	1.02
タヌキ	野菜 (スイートコーン等)	152	0.09
	いも類 (サツマイモ等)	132	0.09
	果樹 (桜島小みかん等)	186	0.11
	小 計	470	0.29
カラス	水稲	83	0.07
	野菜 (スイートコーン等)	304	0.17

	いも類（サツマイモ）	17	0.02
	果樹（桜島小みかん等）	1,920	1.37
	小計	2,323	1.64
ヒヨドリ	野菜（キャベツ等）	1,519	1.28
	果樹（不知火等）	1,084	0.61
	小計	2,603	1.89
	合計	16,901	12.22

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。
(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

市内全域の山間部等に生息しており、水稻の移植期から収穫期にかけての食害や、踏み倒しによる被害が発生している。

また、サツマイモやサトイモ、かぼちゃなどへの被害のほか、桜島地域を中心に、かんきつ類やビワなどに被害が発生している。

近年では、人里での出没も増えてきている。

○アナグマ・タヌキ

市内全域において、収穫期のサツマイモなどへの被害のほか、喜入地域では収穫期のスイートコーンなどへの被害、桜島地域では小みかんなどのかんきつ類に被害が発生している。

○シカ

郡山、吉田、伊敷地域において、水稻の移植期から収穫期にかけて被害が発生している。

また、郡山地域では生育期のイタリアンライグラスやサツマイモにも被害が発生している。

○カラス

桜島地域では収穫期のビワやかんきつ類への被害が発生しており、喜入地域ではスイートコーンなどへの被害が発生している。

○ヒヨドリ

今年度は飛来数が多く、桜島地域を中心に不知火などのかんきつ類への被害が発生している。

また、喜入地域において、キャベツなどのアブラナ科野菜などに被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

(単位：千円・ha)

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
イノシシ	8,166	6.11	5,716	4.27
アナグマ	2,206	1.27	1,544	0.88
シカ	1,133	1.02	793	0.71
タヌキ	470	0.29	329	0.20
カラス	2,323	1.64	1,626	1.14
ヒヨドリ	2,603	1.89	1,822	1.32
合計	16,901	12.2	11,830	8.5

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>被害を受けた農林業者等から依頼を受けた地元猟友会が、わな及び銃器により有害鳥獣捕獲を行っており、必要に応じて、猟友会に対し箱わなの貸出しを行っている。</p> <p>また、地元猟友会等の捕獲活動を支援するため、市単独事業による支援（捕獲協力費、捕獲活動支援補助金）や国の緊急捕獲活動支援事業を実施している。</p> <p>捕獲従事者の確保・育成のため、狩猟免許初心者講習会受講料の助成を行っている。</p> <p>【国庫事業（推進）実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得助成 R2年度 36人 R3年度 14人 R4年度 5人 	<p>捕獲従事者の高齢化が進行していることから、担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成やICT等を活用した省力化 ・ 効率化が必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材等の導入 R2年度 センサーカメラ 1台 R3年度 センサーカメラ 5台 R4年度 ・箱わな（大） 10基 ・捕獲用わな通信システム 10機 ・センサーカメラ 3台 	
防護柵の設置等に関する取組	<p>【市単独事業】</p> <p>R3年度</p> <p>43,800×2段</p> <p>1,200×4段</p> <p>R4年度</p> <p>38,800×2段</p> <p>3,000×4段</p>	<p>侵入防止柵設置後は、草払いを行うなど、管理を十分にする必要がある。</p> <p>侵入防止柵を設置していない隣接圃場への被害が増加しているので、広域的な共同設置を進めていく必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの被害対策研修会の実施 ・被害防止対策の情報収集（実施隊） 	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」といった総合的な対策を推進し、鳥獣被害の減少に努める。

今後の計画

- ① 研修会や先進地視察を通して、集落ぐるみでの被害防止対策の意識向上を図る。
- ② 電気柵等の侵入防止柵の導入推進
- ③ 猟友会等の捕獲活動に対する支援による捕獲活動の強化

- ④ 新規捕獲従事者の確保・育成
- ⑤ 捕獲の省力化及び効率化を図るため ICT 機材の導入
- ⑥ 鳥獣被害防止マニュアル等の情報提供

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者等からの依頼を受けて、地元の猟友会が銃器又はわなによる有害鳥獣の捕獲を行う。

捕獲従事者見込み数 235人

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

令和6年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって鳥獣被害対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、新規捕獲従事者の確保・育成に努める。 捕獲活動の推進・継続を図るため、猟友会の捕獲活動経費の助成や、箱わなの貸し出し、ICT技術の導入推進を行う。
令和7年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって鳥獣被害対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、新規捕獲従事者の確保・育成に努める。 捕獲活動の推進・継続を図るため、猟友会の捕獲活動経費の助成や、箱わなの貸し出し、ICT技術の導入推進を行う。

令和8年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって鳥獣被害対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、新規捕獲従事者の確保・育成に努める。 捕獲活動の推進・継続を図るため、猟友会の捕獲活動経費の助成や、箱わなの貸し出し、ICT技術の導入推進を行う。
-------	--	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	イノシシ 被害金額は減少傾向だが、捕獲実績は、R2年度は1,595頭、R3年度は1,344頭、R4年度は1,530頭と全計画時より増加しており、依然として大きな被害が発生している。また、人里での出没も増加していることから捕獲対策を強化する必要があるため、捕獲計画数を2,000頭とする。
②	アナグマ 捕獲実績は、R2年度は434頭、R3年度は480頭、R4年度は555頭となっており、増加傾向にある。 今後も市内全域において被害の拡大が懸念されることから捕獲対策を強化する必要があるため、捕獲計画数を600頭とする。
③	シカ 捕獲実績は、R2年度は195頭、R3年度は285頭、R4年度は251頭となっており、捕獲頭数は増加傾向にある。 今後も市北部地域を中心に被害の拡大が懸念されることから捕獲対策を強化する必要があるため、捕獲計画数を400頭とする。
④	タヌキ 捕獲実績は、R2年度は113頭、R3年度は107頭、R4年度は120頭となっており、捕獲頭数は横ばいである。 引き続き被害を防止するため、捕獲計画数を150頭とする。
⑤	カラス 捕獲実績は、R2年度は545羽、R3年度は1,015羽、R4年度は198羽となっている。 引き続き被害を防止する必要があるため、年によって被害の増減が大きいため、捕獲計画数を過去最大値と同程度の1,000羽とする。
⑥	ヒヨドリ

捕獲実績は、R2年度は0羽、R3年度は200羽、R4年度は248羽となっている。
 年によって飛来状況は異なり、飛来が多い年には捕獲対策を図る必要があることから、捕獲計画数を500羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
アナグマ	600頭	600頭	600頭
シカ	400頭	400頭	400頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
ヒヨドリ	500羽	500羽	500羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>被害発生に併せ、付近での重点的な捕獲活動を行う。</p> <p>イノシシは市内全域で、銃器及びわなで捕獲する。シカは郡山・吉田地域を中心に銃器及びわなで捕獲する。アナグマ・タヌキは喜入・桜島地域を中心にわなで捕獲する。カラスは被害の多い桜島地域を中心に銃器及び捕獲箱で捕獲する。ヒヨドリは被害の多い桜島地域を中心に銃器により捕獲する。</p> <p>特定猟具使用禁止区域（銃猟禁止区域）では、くくりわな、箱わな等を活用した捕獲を実施する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アナグマ タヌキ シカ	・市単独事業 電気柵： 173,000m×2段	・市単独事業 電気柵： 170,000m×2段	・市単独事業 電気柵： 170,000m×2段

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アナグマ	電気柵の導入者 に対し、研修会等	電気柵の導入者 に対し、研修会等	電気柵の導入者 に対し、研修会等

タヌキ シカ	において適切な使用方法等について周知を行う。	において適切な使用方法等について周知を行う。	において適切な使用方法等について周知を行う。
-----------	------------------------	------------------------	------------------------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の住処となる荒廃農地の解消など地域が主体となった集落環境の整備。 除間伐の推進による緩衝帯の整備。 圃場の清掃などの被害対策指導。 ビワ等の被害防止のための防鳥機の設置。 鳥獣被害防止対策研修会の実施。 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理などの現地指導を行う。
令和7年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の住処となる荒廃農地の解消など地域が主体となった集落環境の整備。 除間伐の推進による緩衝帯の整備。 圃場の清掃などの被害対策指導。 ビワ等の被害防止のための防鳥機の設置。 鳥獣被害防止対策研修会の実施。 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理などの現地指導を行う。
令和8年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の住処となる荒廃農地の解消など地域が主体となった集落環境の整備。 除間伐の推進による緩衝帯の整備。 圃場の清掃などの被害対策指導。 ビワ等の被害防止のための防鳥機の設置。 鳥獣被害防止対策研修会の実施。 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理などの現地指導を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

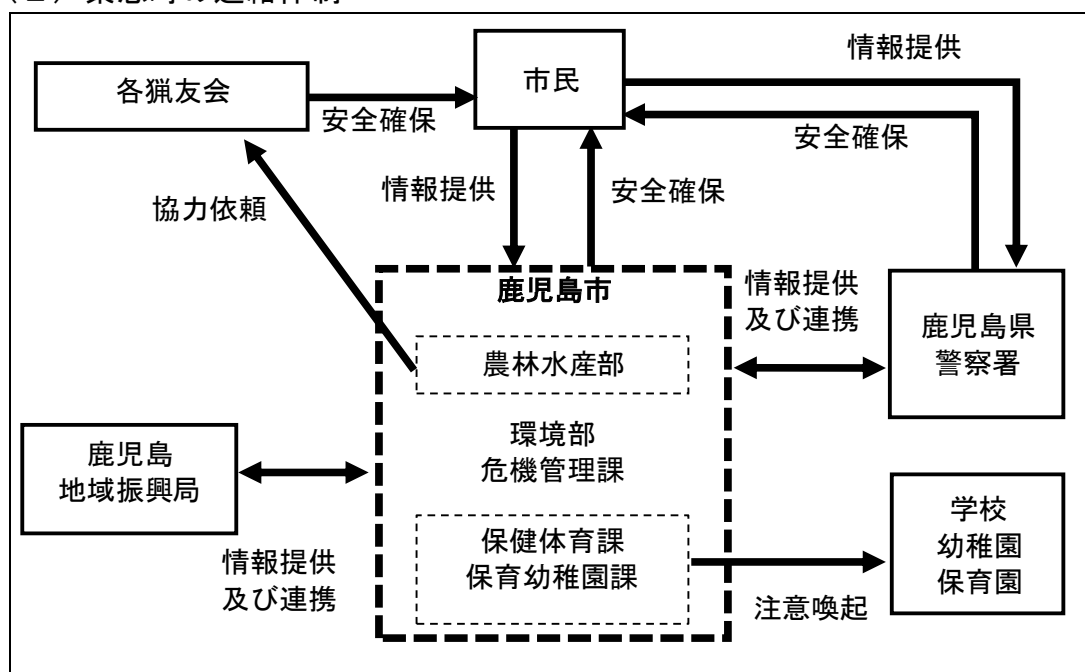
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鹿児島市	市民等から連絡を受け、現場に急行した者は、警察等と協力し、周辺住民の安全を確保する。 また、必要に応じて追い払いを行う。 関係機関へ連絡を行い、周辺住民・学校等への注意喚起を行う。
各猟友会	鹿児島市からの協力要請を受け、現場に向かい対応する。
鹿児島地域振興局	被害防止対策の指導及び助言を行う。
鹿児島県警察署	現場の安全の確保及び必要に応じて追い払いを行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



--

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシ、シカについては、捕獲後速やかに埋設するか、捕獲者が食用として自家消費する。 それ以外の鳥獣は埋設又は焼却処分とする。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲者が自家消費
ペットフード	利用なし
皮革	利用なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の

知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
鹿児島市	被害防止計画の策定、被害防止対策に関する情報収集、被害防止に係る技術指導及び情報提供を行う。
市内農業協同組合	各地域での被害状況の把握、被害防止に係る営農（技術）指導、情報提供を行う。
かごしま森林組合	山林での被害状況の把握、被害防止。
鹿児島森林管理署	国有林での被害状況の把握、被害防止。
鹿児島県農業共済組合	鳥獣被害の共済関係の情報提供を行う。
鹿児島地域振興局	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止に係る技術指導及び情報提供を行う。
寛城猟友会	事務局を担当する。 吉野、伊敷、中央、東桜島地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、新規免許取得者へ技術指導を行うなど捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
鹿児島猟友会	谷山地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、新規免許取得者へ技術指導を行うなど捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
鹿児島南猟友会	谷山地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、新規免許取得者へ技術指導を行うなど捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
吉田地区猟友会	吉田地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、新規免許取得者へ技術指導を行うなど捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
桜島地区有害鳥獣捕獲協会	桜島地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、新規免許取得者へ技術指導を行うなど捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
喜入猟友会	喜入地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、新規免許取得者へ技術指導を行うなど捕獲

	従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
松元猟友会	松元地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、新規免許取得者へ技術指導を行うなど捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
郡山猟友会	郡山地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、新規免許取得者へ技術指導を行うなど捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
鹿児島北部地区鳥獣保護管理員	鹿児島北部地域の監視
鹿児島南部地区鳥獣保護管理員	鹿児島南部地域の監視
吉田地区鳥獣保護管理員	吉田地域の監視
桜島地区鳥獣保護管理員	桜島地域の監視
喜入地区鳥獣保護管理員	喜入地域の監視
松元地区鳥獣保護管理員	松元地域の監視
郡山地区鳥獣保護管理員	郡山地域の監視

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	有害鳥獣捕獲関連情報と被害防止技術の情報提供
鹿児島県警察署	有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安全対策指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成29年11月1日
構成：市職員46人（うち狩猟免許保持者0人）、民間隊員0人
活動内容：被害調査、猟友会との連携（捕獲許可事務や被害発生状況の情報共有）、農業者等への被害防止技術等の普及・啓発

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成21年度～平成23年度（1期）	平成22年3月31日
平成24年度～平成26年度（2期）	平成24年4月1日
平成27年度～平成29年度（3期）	平成27年4月1日
平成30年度～令和2年度（4期）	平成30年4月1日
令和3年度～令和5年度（5期）	令和3年4月1日
令和6年度～令和5年度（6期）	令和6年4月1日